

2016年（平成28年）1月14日

横浜刑務所長

角 田 康 彦 殿

横 浜 弁 護 士 会

会 長 竹 森 裕 子

勸 告 書

当会は、申立人 A の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり勧告します。

勸告の趣旨

被収容者の養親との間の外部交通について、たとえその養親が「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」である場合であっても、その外部交通を認めるのが法の趣旨であり、申立人に対する事情聴取等、申立人と養親との関係についての十分な調査も経ずに、申立人と申立人の養親との外部交通を全面的に禁止し、禁止とした具体的理由も説明しない貴所の措置は申立人の権利を侵害したものである。今後は、申立人と養親との外部交通を安易に一律禁止するのではなく、その養親子関係を十分に調査し、可能な限り外部交通を許可するよう勧告する。

勸告の理由

別紙調査報告書のとおり。

2016年1月14日

横浜弁護士会

会長 竹 森 裕 子 殿

人権擁護委員会

委員長 本 田 正 男

調査報告書

横浜刑務所に対する申立人 A の人権救済申立事件（2011年第29号）につき、当委員会が調査した結果を報告します。

第1 処置意見

横浜刑務所に対し、別紙勧告の趣旨のとおり勧告するのが相当である。

第2 理由

1 申立の概要

申立人 A は、横浜刑務所で受刑中の者であるが、その養親 B 及び B の父 C との外部交通が禁止されている。

2 調査の経緯

当委員会は、申立人からの複数回に及ぶ面談及び書面による事情聴取、横浜刑務所に対する3度の書面照会を行った。

その調査において、申立人の B らに対する外部交通の禁止について、横浜刑務所は「申立人が養子縁組に至る経緯、申立人と養父の在社會時における交流の状況、外部交通の内容、申立人の養子縁組及び離縁の回数について調査した結果、養父 B を、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律における親族との外部交通に係る規定を適用する基礎を欠くものとして、当該外部交通を原則として禁止したものである」と当委員会の照会に対し回答した。この回答に対し、当委員会はさらに、上記の調査は、いつ、どのように行われたか、上記調査についてどのような形で記録が残されているかを照会したところ、横浜刑務所は「外部に明らかにすべき事項ではなく、回答できかねます」と回答した。また、上記調査の結果、「申立人が養子縁組に至る経緯」、「申立人と養父の在社會時における交流の状況」及び「被収容者及び相手方の養子縁組及び離

縁の回数」を、どのようなものと認定したのかも照会したが、「具体的内容については、特に関係者のプライバシー等保護の観点から、回答できかねます」と回答するのみであった。他方、申立人に対して聴取したところ、申立人からは、実親の状況や養父との関係、養子縁組に至った経緯などを横浜刑務所から事情聴取等されたことはなく、禁止となったときに「横浜刑務所のルールでは、養子縁組は認めていないから」とだけ言われた、との回答を得た。

3 認定した事案

当委員会は、上記調査により、以下の事実を認定した。

- (1) 申立人は、1976年生まれで、実親は見たこともなく、生まれてすぐに養護施設に入れられた。中学卒業後は大工として仕事をするが頼るべき身寄りのない状態が続き、松本少年刑務所（申立人20歳のときから）、水戸少年刑務所（申立人25歳のときから）、鳥取刑務所（申立人28歳のときから）に受刑歴がある。

申立人は、その鳥取刑務所収容時に、同所で受刑中の B（1966年生）と知り合い、そこで同人が頼るべき身寄りのない申立人を身内のように接してくれたため、出所後は先に出所した B の世話になるつもりであった。しかし2007年頃に申立人が出所した時、B は別の事件を起こして受刑中であったため、申立人は東京で電気工事の仕事をして生活し、B とは手紙のやりとりを行っていた。

- (2) 申立人は水戸少年刑務所出所までは暴力団に加入していたが、出所後に組を辞め、以後暴力団に加入していない。

他方、B と C は「任侠団体に加盟して（申立人の表現）」いる。申立人は、B に世話になろうと思ってはいたが、B の所属する組織に加入する意思はなかった。

- (3) 申立人は、以前東京拘置所で知り合った知人に再会し、その知人を含む複数の共犯者と、2009年6月から7件の強盗を行い、逮捕された。2010年5月頃から申立人は川越拘置所に収容されていたが、そのときは B も頻繁に面会に訪れていた。そこで2人は養子縁組をすることを決め、B が養子縁組届を差し入れ、申立人も戸籍を取得するなどし、同年9月に養子縁組をした。

- (4) 申立人は、2011年3月に懲役13年の判決の言い渡しを受け、同年6月1日から横浜刑務所に収容された。申立人は、横浜刑務所入所後早い段階で、当時大宮警察署で勾留中と認識していた B 宛てに手紙を発信したが、その信書は B が在所していなかったため返送された。そこで申立人は C 宛に手紙を発信し、それは到達した。な

お、この発信の際、申立人は信書の一部を黒塗りするよう指示されている。

同年10月21日、申立人は、Bらが申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と判断したとのことで、B及びCとの信書発受及び面会を原則として禁止する旨の告知を受けた。そして同年7月29日にBから届いていた信書も差し止め・出所時交付となり、以後Bらとの外部交通は認められていない。

なお、Bは現在名古屋刑務所で受刑中である。

- (5) 上記のとおり、Bらとの外部交通を禁止するに際し、横浜刑務所が申立人から「養子縁組に至る経緯、申立人と養父の在社會時における交流の状況、外部交通の内容、申立人の養子縁組及び離縁の回数について調査した」かどうかについて、横浜刑務所は調査を行ったと回答してはいるが、その具体的内容は一切明らかにされていない。このように、極めて抽象的・形式的な回答のみでは調査を行ったと判断する資料として足りるものではなく、他方で申立人がそうした調査を受けていないと述べていることも考慮すれば、上記の調査が行われたと認定することはできないと言わざるを得ない。
- (6) 申立人は22歳の時に結婚しており、中学2年生の子どももいる。その女性は、申立人がBと養子縁組することに反対し、私かBかどちらかを選ぶよう通告したところ、申立人は「男と男の絆」を選ぶとして、養子縁組と離婚を選択した。しかし現在も、申立人とその元妻は手紙のやりとりをしている。

4 現行法における外部交通の状況

- (1) 以前に刑務所を規律していた監獄法のもとでは、受刑者の外部交通について、基本的に施設長の裁量によるものとされており、現実には親族以外の者との外部交通はほとんど不許可とされていた。これは、受刑者の権利制約について特別権力関係論で決する思考に基づくものであり、基本的人權の尊重を基本原理とし、法の支配を確立した現憲法の下において、維持することはできない。

現憲法のもとで、受刑者の家族や友人・勤務先関係者など外部社会の人とのコミュニケーションについて、その権利性は以下のように考えることができる。まず、人間は、他者とのコミュニケーションを通じて自己の人格を發展させていく存在であり、他者とのコミュニケーションは自己実現を図るために必要不可欠である。これは受刑者であるからといって異別に解されるものではなく、受刑者のそうした社会的コミュニケーションは、個人の尊嚴の観点から憲法13条によって基礎づけられているとともに、より具体的には、表現の自由として憲法21条によって根拠づけられていると言える。

さらに、受刑者が家族や友人・知人とのコミュニケーションを通じて家族の絆、社会

とのつながりを維持することは、改善更生及び社会復帰の礎ともなる。受刑者の社会復帰が、個人の尊重から導かれる受刑者のいわば権利でもあると理解できるところからすると、受刑者の外部交通は、その権利を促進するものとして憲法第 13 条の趣旨に合うものでもある。

そして、受刑者の外部交通が上記のように憲法第 13 条、第 21 条の保障する権利であることからすると、それに対する制限も可能な限り抑制的なものでなければならない。すなわち、法律に基づき、拘禁目的に対する障害が発生する高度な蓋然性がある場合に限り、最も制限的でない手段によって、その制限が許容されるというべきである。平成 18 年 3 月 23 日最高裁判決（判例時報 1929 号 37 頁）は、監獄法時代の事案であってさえ、受刑者による新聞社宛の信書の発信を不許可とした施設長の処分を違法と認めるにあたり、「表現の自由を保障した憲法第 21 条の規定の趣旨、目的にかんがみると、受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限り、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲に留まるべきものと解するのが相当である」と述べている。

国際人権法においても、1957 年に国連経済社会理事会で承認採択された被拘禁者処遇最低基準規則 37 で「被拘禁者は、必要な監督のもとに、一定の期間において、自己の家族および信用するに足りる友人と通信及び面会により交通することが許されなければならない。」とされ、1988 年に国連総会で採択された「形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則」9 でも「被抑留者又は被拘禁者は、法律又は法律に基づく規則に定める合理的な条件及び制限に従って、特に、家族と面会し、通信する権利を有し、かつ、外部社会と連絡する適当な機会を与えられなければならない。」とされるなど、受刑者の外部交通の権利性は確認されている。

(2) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下単に「法」とする）は、外部交通の相手方について以下のように定めている。

まず面会については、法 111 条 1 項において、

第 111 条 刑事施設の長は、受刑者（…）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、…これを許すものとする。

- 一 受刑者の親族
- 二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
- 三 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

と、親族はもちろん、親族以外でも、一定の者については、申出があったときは原則として面会を許可することとした。さらに同条2項では、1項に掲げる者以外でも、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができることとした。

信書の相手方については、法は、まず

第126条 刑事施設の長は、受刑者に対し、…他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

と、原則として相手方を問わず発受信が許されるとしたうえで、発受信を禁止できる相手方について

第128条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。

と定めた。

いずれも、監獄法時代の恩恵的利益として原則親族に限られた外部交通の許可という枠組みから、受刑者の権利性を前提に、原則として外部交通は許可され、それに対する規制について法律による制限を施すという構造へと、根本的に変換したということができる。

- (3) 本案での関連で重要なことは、法は、親族との外部交通に関しては、「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」であったとしても、禁止することができないとしている点である。

しかし現実の刑務所の運用を規律する通達である法務省矯正第3350号では、「外部交通の確保が目的であると認められる養子縁組への対応について」として、以下のような条項を設けている。

27 外部交通の確保が目的であると認められる養子縁組への対応について

(1) 法は、人道上の観点から、親族については外部交通を許すことが適当であるとして、その権利を保障しているところ、当該養子縁組が民法第 802 条第 1 号の規定により無効を主張できる場合はもとより、無効とは認定できないまでも、専ら外部交通を得る目的などのためにされたものであり、養親子としての情を深めたりするという目的意識はなく、あるいは極めて希薄である場合など、法令における外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められる場合は、当該養子縁組による親族関係は、法における親族との外部交通に係る規定を適用する基礎を欠くものであり、当該外部交通を認めない運用もあり得ること。特に、暴力団関係受刑者の場合、安易に外部交通を認めないよう留意すること。

(2) 養子縁組が外部交通の確保を目的としたものであるか否かの判断に当たっては、在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、被収容者の外部交通の内容、被収容者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査の上、記録を残すことが相当であること。

本件で横浜刑務所が B らとの外部交通を禁止したのは、明示はされていないが、上記の横浜刑務所の回答の文言からも明らかなように、この通達 27 項 (1) に基づいたものと言うことができる。

5 本件の人権侵害性

そもそも、養親も親族であることは争いようのないものであり、法 111 条 1 項 1 号で「受刑者の親族」を無条件で面会を許すものとして掲げ、法 128 条で受刑者の親族については「刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」であったとしても信書の発受は禁止されないとした法の趣旨からすれば、上記通達 27 項は法律に違反するということもできる。

しかし、通達 27 項を前提としたとしても、養親との外部交通は原則として許可されるべきものであり、禁止をするには、例外的措置として、少なくとも通達 27 項(2)に記載されるような慎重な手続が必要である。しかるに、横浜刑務所が、本件養子縁組を「法令における外部交通に関する各種規制を潜脱するため」の養子縁組と判断するに足りるまでに、「在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、被収容者の外部交通の内容、被収容者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査」したとの事実は、上記の通り、認めることができない。むしろ、上記 3 項で当委員会が認定した事実の経緯からすれば、申立人と B との養子縁組が専ら外部交通を得る目的のもので

あるとして直ちに禁止されてやむを得ないものということとはできないと言うべきである。また、法の例外としての外部交通禁止の措置を執るためには、不服申立の実質的機会を保障するためにも、少なくともその不利益を被る者に対する事情聴取と、養親であるにも関わらず外部交通を禁止できると判断した実質的理由（本件に即して言えば、Cとの養子縁組を、専ら外部交通を得る目的のもので、無効に等しいと判断した事情等）の説明が必要であるが、本件の禁止措置ではそうした手続的配慮も欠いており、この点でも申立人の権利が侵害されている。

よって、通達27項の違法性は措くとしても、横浜刑務所の措置は、少なくとも、十分な調査も経ず安易に申立人とBらとの一切の外部交通を禁止とし、その具体的な理由等の説明も行わなかったことは、申立人の権利を侵害したものと云わざるを得ない。

第3 結論

以上述べたように、被収容者の養親との間の外部交通について、たとえその養親が暴力団構成員であるなど「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」である場合であっても、その外部交通を認めるのが法の趣旨であり、申立人に対する事情聴取等、申立人と養親との関係についての十分な調査も経ずに、申立人と申立人の養親との外部交通を全面的に禁止し、禁止とした具体的理由も説明しない横浜刑務所の措置は申立人の権利を侵害したものである。したがって、今後は、申立人と養親との外部交通を安易に一律禁止するのではなく、その養親子関係を十分に調査し、可能な限り外部交通を許可するよう勧告すべきものと判断した。

以上